

国立大学法人法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）（第一条関係）	1
○国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）（第二条関係）	11
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）	23
○いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）	25
○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）	27

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 財務及び会計（第三十二条―第三十三条の五）</p> <p>第五章 指定国立大学法人等（第三十四条―第三十四条の六）</p> <p>第六章 雑則（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（資本金）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項、第三十三条の三及び第三十三条の四において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。</p> <p>4～7（略）</p> <p>8 国立大学法人等は、準用通則法（第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第四十八条本文に規</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 財務及び会計（第三十二条―第三十四条の三）</p> <p>第五章 指定国立大学法人等（第三十四条の四―第三十四条の九）</p> <p>第六章 雑則（第三十四条の十一―第三十七条）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（資本金）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第六項及び第三十四条の二において「土地等」という。）を出資の目的として、国立大学法人等に追加して出資することができる。</p> <p>4～7（略）</p> <p>8 国立大学法人等は、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第四十八条本文に規定す</p>

定する重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

(業務の範囲等)

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

一 五 (略)

六 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号、第二十九条第一項第五号及び第三十三条第一項において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。

七 当該国立大学における研究の成果を活用する事業(第三十四条の二第一項に規定する事業を除く。)であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

八 十 (略)

2・3 (略)

(長期借入金及び債券)

第三十三條 国立大学法人等は、政令で定める土地の取

る重要な財産のうち、文部科学大臣が定める財産を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

(業務の範囲等)

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

一 五 (略)

六 当該国立大学法人から委託を受けて、当該国立大学法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この号及び第二十九条第一項第五号において同じ。)の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、出資を行うこと。

七 当該国立大学における研究の成果を活用する事業(第三十四条の五第一項に規定する事業を除く。)であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。

八 十 (略)

2・3 (略)

(長期借入金及び債券)

第三十三條 国立大学法人等は、政令で定める土地の取

得、施設の設置若しくは整備、設備の設置又は先端的な教育研究の用に供する知的基盤の開発若しくは整備に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2
2 7 (略)

第三十三条の二・第三十三条の三 (略)

(貸付計画の認可)

第三十三条の四 国立大学法人等は、文部科学省令で定めるところにより、当該国立大学法人等の所有に属する土地等の貸付けに関する計画（以下この条において「貸付計画」という。）を作成し、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

2 貸付計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 貸付けを行うことが見込まれる土地等の所在地及び面積

二 前号の土地等の貸付けの際に指定することができる用途の範囲

三 第一号の土地等の貸付けの対価の算定方法及び使用

四 前二号に掲げるもののほか、第一号の土地等の貸付けに関する事務の実施の方法及び体制

五 その他文部科学省令で定める事項

3 貸付計画には、次項各号のいずれにも適合している

得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2
2 7 (略)

第三十四条・第三十四条の二 (略)

(新設)

4 | ことを証する書類その他文部科学省令で定める書類を添付しなければならない。

4 | 文部科学大臣は、貸付計画が次の各号のいずれにも適合していると認める場合でなければ、第一項の認可をしてはならない。

一 | 第二項第一号の土地等が、当該国立大学法人等の第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものであること。

二 | 第二項第二号の用途の範囲が、第二十二條第一項又は第二十九條第一項に規定する業務の遂行に支障のないものであること。

三 | 第二項第三号の対価の算定方法が、貸付けを行う土地等の周辺地域の土地等の賃料の水準を参酌することその他の適正な対価の算定方法として文部科学省令で定める基準に適合すること。

四 | 第二項第三号の対価の使途が、当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てることに限定されていること。

五 | 第二項第四号の方法及び体制が、土地等の貸付けに関する事務を適切に実施するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合すること。

5 | 第一項の認可を受けた国立大学法人等（以下この条において「認可国立大学法人等」という。）は、当該認可に係る貸付計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。

7 文部科学大臣は、認可国立大学法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認可を取り消すことができる。

一 第一項の認可に係る貸付計画（第五項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認可計画」という。）が第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二 第五項の認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三 認可計画に定めるところに従つて土地等の貸付けを実施していないと認めるとき。

8 認可国立大学法人等は、認可計画に定めるところに従つて土地等の貸付けを行う場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならぬ。この場合においては、前条の認可を受けることを要しない。

第三十三条の五 (略)

第五章 指定国立大学法人等

第三十四条 (略)

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の二 (略)

第三十四条の三 (略)

第五章 指定国立大学法人等

第三十四条の四 (略)

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の五 (略)

2 (略)

3 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項、第三十三条の三及び第三十三条の四第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の二第一項」とする。

第三十四条の三 (略)

(余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の四 指定国立大学法人は、第三十三条の五第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。

第三十四条の五 (略)

(二以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四条の六 (略)

2 第三十四条第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の二から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の二第一項中

2 (略)

3 指定国立大学法人が第一項に規定する業務を行う場合における当該指定国立大学法人に関する第三十二条第一項及び第三十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「又は第二十九条第一項」とあるのは、「及び第三十四条の五第一項」とする。

第三十四条の六 (略)

(余裕金の運用の認定の特例)

第三十四条の七 指定国立大学法人は、第三十四条の三第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定を受けることなく同条第二項に規定する運用を行うことができる。

第三十四条の八 (略)

(二以上の国立大学を設置する国立大学法人に関する特例)

第三十四条の九 (略)

2 第三十四条の四第二項から第五項までの規定は前項の規定による指定について、第三十四条の五から前条までの規定は指定国立大学を設置する国立大学法人について、それぞれ準用する。この場合において、第三十四条の四第四項及び前条第二項中「指定国立大学法人」とあるのは「指定国立大学」と、第三十四条の五

「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

第三十五条 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)
第三十五条の二 (略)

(略)	第四十二条	(略)	読み替えられる独立行政法人通則法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	財務諸表承認日	(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	財務諸表承認日(国立大学法人法第三十五条の二において準用する第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。)

第一項中「当該指定国立大学法人」とあるのは「当該指定国立大学」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

第三十四条の十 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)
第三十五条 (略)

(略)	第四十二条	(略)	読み替えられる独立行政法人通則法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
(略)	財務諸表承認日	(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)		(略)		(略)	財務諸表承認日(国立大学法人法第三十五条において準用する第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日をいう。)

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第五項、第三十三條の二、第三十三條の三、第三十三條の四第一項若しくは第五項若しくは第三十四條の第二項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條の規定による認可をしようとするとき。

三・四 (略)

五 第三十三條の四第七項の規定による認可の取消しをしようとするとき。

六 第三十三條の五第二項第二号又は準用通則法第四十七條第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

第四十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 四 (略)

五 第二十二條第一項に規定する業務（指定国立大学法人にあつては同項及び第三十四條の二第一項、指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二條第一項及び第三十四條の六第二項において準用する第三十四條の二第一項に規定する業務）以外の業務を行ったとき。

(財務大臣との協議)

第三十六条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 (略)

二 第二十二條第二項、第二十九條第二項、第三十一條第一項、第三十三條第一項、第二項若しくは第五項、第三十四條、第三十四條の二若しくは第三十四條の五第二項又は準用通則法第四十五條第一項ただし書若しくは第二項ただし書若しくは準用通則法第四十八條の規定による認可をしようとするとき。

三・四 (略)

(新設)

五 第三十四條の三第二項第二号又は準用通則法第四十七條第一号若しくは第二号の規定による指定をしようとするとき。

第四十條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 四 (略)

五 第二十二條第一項に規定する業務（指定国立大学法人にあつては同項及び第三十四條の五第一項、指定国立大学を設置する国立大学法人にあつては第二十二條第一項及び第三十四條の九第二項において準用する第三十四條の五第一項に規定する業務）以外の業務を行ったとき。

六〇八 (略)

九 第三十三条の五第二項又は準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
十 第三十五条第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 十一・十二 (略)

附 則

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項の項中「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

2 〽 5 (略)

別表第一（第二条、第四条、第十条、第十四条、附則第三条、附則第十五条関係）
(表略)

六〇八 (略)

九 第三十四条の三第二項又は準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
十 第三十四条の十第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 十一・十二 (略)

附 則

(国の無利子貸付け等)

第十四条 国は、当分の間、国立大学法人等に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合における第三十五条の規定の適用については、同条の表第四十五条第四項の項中「第三十三条第一項又は第二項」とあるのは、「第三十三条第一項若しくは第二項又は附則第十四条第一項」とする。

2 〽 5 (略)

別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係）
(表略)

別表第二（第二条、第五条、第二十四条、第二十六条、
附則第三条關係）
（表略）

別表第二（第二条、第五条、第二十四条、附則第三条關
係）
（表略）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 組織及び業務</p> <p> 第一節 国立大学法人</p> <p> 第一款 組織</p> <p> 第一目 役員及び職員（第十条―第十九条）</p> <p> 第二目 経営協議会等（第二十条・第二十一条）</p> <p> 第三目 特定国立大学法人の特例等（第二十一条の二―第二十一条の九）</p> <p> 第二款 業務等（第二十二条・第二十三条）</p> <p> 第二節（略）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p> 第二章 組織及び業務</p> <p> 第一節 国立大学法人</p> <p> 第一款 組織</p> <p> 第一目 役員及び職員</p> <p>第十条（略）</p>
<p style="text-align: center;">第一条による改正後</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 組織及び業務</p> <p> 第一節 国立大学法人</p> <p> 第一款 役員及び職員（第十条―第十九条）</p> <p> 第二款 経営協議会等（第二十条・第二十一条）</p> <p> 第三款 業務等（第二十二条・第二十三条）</p> <p> 第二節（略）</p> <p>第三章 第七章（略）</p> <p>附則</p> <p> 第二章 組織及び業務</p> <p> 第一節 国立大学法人</p> <p> 第一款 役員及び職員 （新設）</p> <p>第十条（略）</p>

(役員)の職務及び権限)

第十一条 (略)

2 (略)

3 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならぬ。

一 中期目標についての意見(国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し意見を述べることをいう。以下同じ。)に関する事項

二 五 (略)

4 11 (略)

(削る)

第二目 経営協議会等

第二十条・第二十一条 (略)

第三目 特定国立大学法人の特例等

(特定国立大学法人の定義)

第二十一条の二 この目において「特定国立大学法人」とは、別表第一の各項の第四欄に掲げる理事の員数が七人以上である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人のうち、当該国立大学法人の収入及び支出の額並びに当該国立大学法人が設置する国立大学の収容定員の総数及び教職員の数を考慮して、事業の規模が特に大きいものとして政令で指定するものをいう。

(運営方針会議の設置)

(役員)の職務及び権限)

第十一条 (略)

2 (略)

3 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議(第五号において「役員会」という。)の議を経なければならぬ。

一 中期目標についての意見(国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し意見を述べることをいう。以下同じ。)に関する事項

二 五 (略)

4 11 (略)

第二款 経営協議会等

(新設)

第二十条・第二十一条 (略)

(新設)

第二十一条の三 前二目に定めるもののほか、特定国立
大学法人には、第二十一条の五第一項に規定する運営
方針事項について決議するとともに、決議した内容に
基づいて適切に当該特定国立大学法人の運営が行われ
ているかどうかについての監督を行う機関として、運
営方針会議を置く。

(運営方針会議の構成及び運営方針委員等)

第二十一条の四 運営方針会議は、三人以上の運営方針
委員及び学長で組織する。

2 運営方針委員は、第十二条第六項に規定する者のう
ちから、学長選考・監察会議との協議を経て、文部科
学大臣の承認を得た上で、学長が任命する。

3 前項の承認は、特定国立大学法人の申出に基づいて
行うものとする。

4 運営方針委員の任期は、二年以上六年を超えない範
囲内において、学長選考・監察会議の議を経て各特定
国立大学法人の規則で定める期間とする。ただし、補
欠の運営方針委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第十五条第五項前段、第十八条及び第十九条の規定
は運営方針委員について、第十六条の規定は運営方針
委員となる者の資格について、第十七条第一項及び第
二項の規定は学長が運営方針委員を解任する場合につ
いて準用する。

6 前項において準用する第十七条第二項の規定により
学長が行う運営方針委員の解任は、学長選考・監察会
議との協議を経て、文部科学大臣の承認を得た上で、

- 行うものとする。
- 7 第三項の規定は、前項の承認について準用する。
- 8 第二項及び第六項の承認については、第十一条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 9 運営方針会議に議長を置き、運営方針委員の互選によつてこれを定める。
- 10 議長は、運営方針会議を主宰する。
- 11 次条第一項に規定する運営方針事項に関する議案は、学長が運営方針会議に提出する。
- 12 学長は、第二十一条の八第一項の規定による報告及び同条第二項の意見に関する事項については、その議事に加わることができない。
- 13 この条に定めるもののほか、運営方針会議の議事の手続その他運営方針会議に関し必要な事項は、議長が運営方針会議に諮つて定める。
- （中期目標についての意見等の決定方法の特例）
- 第二十一条の五 特定国立大学法人においては、次に掲げる事項（次条第二項において「運営方針事項」という。）の決定は、運営方針会議の決議によるものとする。
- 一 中期目標に関する事項
- 二 中期計画の作成又は変更に関する事項
- 三 準用通則法第三十八条第一項の規定により提出する財務諸表の作成に関する事項
- 四 予算の作成に関する事項
- 五 準用通則法第三十八条第二項の規定により添付する

2| 事業報告書及び決算報告書の作成に関する事項
| 第十一条第三項（第一号、第二号（前項第二号及び
| 第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び第三号
| （前項第四号及び第五号に掲げる事項に係る部分に限
| る。）に係る部分に限る。）の規定は、特定国立大学
| 法人には、適用しない。

（学長の職務等の特例）

第二十一条の六 特定国立大学法人の学長は、三月に一
| 回以上、当該特定国立大学法人の運営の状況について
| 運営方針会議に報告しなければならない。

2| 運営方針会議は、特定国立大学法人の運営が前条第
| 一項の規定により決議した運営方針事項の内容に基づ
| いて適切に行われていないと認めるときは、学長に対
| し、当該特定国立大学法人の運営を改善するために必
| 要な措置を講ずることを求めることができる。

3| 前項の規定による運営方針会議の求めがあったとき
| は、学長は、速やかに当該特定国立大学法人の運営を
| 改善するために必要な措置を講ずるとともに、当該措
| 置の内容を運営方針会議に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限の特例）

第二十一条の七 特定国立大学法人の監事の職務及び権
| 限についての第十一条第七項及び第十一条の二の規定
| の適用については、同項中「除く。」とあるのは「
| 除く。」、運営方針委員」と、同条中「除く。」と
| あるのは「除く。」若しくは運営方針委員」と、「学
| 長選考・監察会議」とあるのは「学長選考・監察会

議）及び運営方針会議」とする。

（学長の解任等の特例）

第二十一条の八 運営方針会議は、学長が第十七条第二項又は第三項に規定する場合に該当するおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長選考・監察会議に報告しなければならない。この場合において、同条第四項の規定の適用については、同項中「第十一条の二」とあるのは、「第十一条の二若しくは第二十一条の八第一項」とする。

2 運営方針会議は、第十二条第六項の基準その他の学長の選考に関する事項について、学長選考・監察会議に意見を述べることができる。

（準特定国立大学法人）

第二十一条の九 特定国立大学法人以外の国立大学法人は、長期借入金、債券の発行その他の方法により長期的かつ多額の民間の資金を調達する必要があることその他の特別な事情により当該国立大学法人の運営に関して監督のための体制を強化する必要があるときは、文部科学大臣の承認を受けて、運営方針会議を置くことができる。この場合において、第二十一条の四第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定国立大学法人」とあるのは、「第二十一条の九第二項に規定する準特定国立大学法人」とする。

2 文部科学大臣は、前項の承認をしたときは、当該承認を受けた国立大学法人（次項において「準特定国立

大学法人」という。)の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。

3 第二十一条の五から前条までの規定は、準特定国立大学法人について準用する。

第二款 業務等

第六章 雑則

(違法行為等の是正)

第三十五条 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員等(役員及び運営方針委員をいう。第三十九条及び第四十条第一項において同じ。)若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)
第三十五条の二 (略)

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------------------	-----------	---------

大学法人」という。)の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。

3 第二十一条の五から前条までの規定は、準特定国立大学法人について準用する。

第三款 業務等

第六章 雑則

(違法行為等の是正)

第三十五条 文部科学大臣は、国立大学法人等又はその役員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該国立大学法人等に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(独立行政法人通則法の規定の準用)
第三十五条の二 (略)

読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------------------	-----------	---------

<p>第三十八条 第十八条（第二十一条の四第五項及び第二十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反</p>	第七章 罰則		<p>第二十一条の四</p>	<p>第十五条第二項及び第十六條</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>法人の長</p>	<p>役員</p>	<p>法人の長</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>学長</p>	<p>役員（運営方針委員を含む。次条、第二十五条の二第一項並びに第三十九条第二項及び第五項第二号において同じ。）</p>	<p>学長</p>	<p>(略)</p>

<p>第三十八条 第十八条（第二十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、</p>	第七章 罰則		<p>(新設)</p>	<p>第十五条第二項、第十六条、第二十条、第二十四条及び第二十五条</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>法人の長</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>学長</p>	<p>(略)</p>

して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした国立大学法人の役員等若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員等又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第十一条第七項(第二十一条の七(第二十一条の九第三項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第八項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 十二 (略)

附 則

(特定国立大学法人及び準特定国立大学法人に関する経過措置)

一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に、その違反行為をした国立大学法人の役員若しくは職員又は大学共同利用機関法人の役員若しくは職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立大学法人の役員又は大学共同利用機関法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第十一条第七項若しくは第八項若しくは第二十五条第五項若しくは第六項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 十二 (略)

附 則

第二十四条 第二十一条の五（第二十一条の九第三項に

おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。
 ）の規定は、第二十一条の二の規定による指定又は第二十一条の九第一項の承認の日以後に当該指定又は承認を受けた国立大学法人が行う中期目標意見等（第二十一条の五第一項第一号の中期目標についての意見、同項第二号の中期計画の作成又は変更、同項第三号の財務諸表の作成、同項第四号の予算の作成並びに同項第五号の事業報告書及び決算報告書の作成をいう。）に関する事項について適用する。この場合において、当該指定又は承認の日を含む中期目標の期間における第二十一条の六第二項（第二十一条の九第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二十一条の六第二項中「運営方針事項」とあるのは、「運営方針事項（第十一条第三項の規定の適用を受けた中期目標意見等（附則第二十四条に規定する中期目標意見等をいう。以下この項において同じ。）に関する事項にあつては、第十一条第三項の規定により同項に規定する役員会の議を経た中期目標意見等）」とする。

別表第一（第二条、第四条、第十条、第十四条、第二十一条の二、附則第三条、附則第十五条関係）

国立大学 法人の名	国立大学の名称	主たる事務 所の所在地	理事の員数
--------------	---------	----------------	-------

（新設）

別表第一（第二条、第四条、第十条、第十四条、附則第三条、附則第十五条関係）

国立大学 法人の名	国立大学の名称	主たる事務 所の所在地	理事の員数
--------------	---------	----------------	-------

(略)	(削る)	(略)	(略)	国立大学 法人東京 科学大学	(略)	(削る)	(略)
(略)	(削る)	(略)	(略)	東京科学大学	(略)	(削る)	(略)
(略)	(削る)	(略)	(略)	東京都	(略)	(削る)	(略)
(略)	(削る)	(略)	(略)	八	(略)	(削る)	(略)

(略)	国立大学 法人東京 工業大学	(略)	国立大学 法人東京 学芸大学	(新設)	国立大学 法人東京 外国語大 学	国立大学 法人東京 医科歯科 大学	(略)
(略)	東京工業大学	(略)	東京学芸大学	(新設)	東京外国語大学	東京医科歯科大学	(略)
(略)	東京都	(略)	東京都	(新設)	東京都	東京都	(略)
(略)	四	(略)	四	(新設)	三	五	(略)

備考
(略)

備考
(略)

改正案	現行
<p>（国立大学法人法の特例） 第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条及び別表第二十四号において同じ。）がその所有に属する土地等（同法第三十三条の三に規定する土地等をいう。以下この条及び同号において同じ。）を当該土地等において革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に円滑かつ迅速に貸し付けることが、当該構造改革特別区域におけるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。）に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る国立大学法人による土地等の貸付けに係る国立大学法人法第十一条第八項、第三十三条の三、第三十六条及び第四十条第一項の規定の適用については、同法第十一条第八項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同法第三十三条</p>	<p>（国立大学法人法の特例） 第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条及び別表第二十四号において同じ。）がその所有に属する土地等（同法第三十四条の二に規定する土地等をいう。以下この条及び同号において同じ。）を当該土地等において革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に円滑かつ迅速に貸し付けることが、当該構造改革特別区域におけるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。）に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る国立大学法人による土地等の貸付けに係る国立大学法人法第十一条第八項、第三十四条の二、第三十六条及び第四十条第一項の規定の適用については、同法第十一条第八項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十四条の二」と、同法第三十四条</p>

の三中「文部科学大臣の認可を受けて」とあるのは「
あらかじめ、文部科学大臣に届け出て」と、「ものを
」とあるのは「ものを構造改革特別区域法第三十四条
に規定する者に」と、同法第三十六条第二号中「第三
十三条の二、第三十三条の三」とあるのは「第三十三
条の二」と、同法第四十条第一項第二号中「この法律
」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法
第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三
条の三」と、同項第四号中「第八項」とあるのは「第
八項（構造改革特別区域法第三十四条の規定により読
み替えて適用する場合を含む。）」とする。

の二中「文部科学大臣の認可を受けて」とあるのは「
あらかじめ、文部科学大臣に届け出て」と、「ものを
」とあるのは「ものを構造改革特別区域法第三十四条
に規定する者に」と、同法第三十六条第二号中「第
三十四条の二若しくは」とあるのは「若しくは」と、
同法第四十条第一項第二号中「この法律」とあるのは
「この法律若しくは構造改革特別区域法第三十四条の
規定により読み替えて適用する第三十四条の二」と、
同項第四号中「第八項」とあるのは「第八項（構造改
革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用
する場合を含む。）」とする。

改 正 案	現 行
<p>（国立大学に附属して設置される学校に係る対処） 第二十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができよう、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条の二におい</p>	<p>（国立大学に附属して設置される学校に係る対処） 第二十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準</p>

て準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十一条第一項」と読み替えるものとする。

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）
 （傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則 （国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 国立大学法人法第十一条第六項、第七項、第九項及び第十項、第十一条の二、第二十五条第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第二十五条の二並びに同法第三十五条の二において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （国立大学法人法の一部改正に伴う経過措置） 第十七条 国立大学法人法第十一条第六項、第七項、第九項及び第十項、第十一条の二、第二十五条第四項、第五項、第七項及び第八項並びに第二十五条の二並びに同法第三十五条において準用する新通則法第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで及び第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。</p>